

# 大和高田市開発指導技術基準について

平成 17 年 11 月 制定

平成 27 年 4 月 最終改訂

# 大和高田市開発指導技術基準

## 第1 総 則

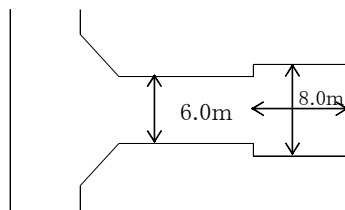
この技術基準は、大和高田市開発指導要綱（平成14年大和高田市告示20号）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 道路に関する基準 【土木管理課】

（要綱第11条関連）

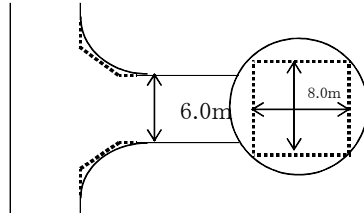
1 やむを得ず袋路地となる場合は、事項に留意すること。

（1）終端に回転広場を設ける場合



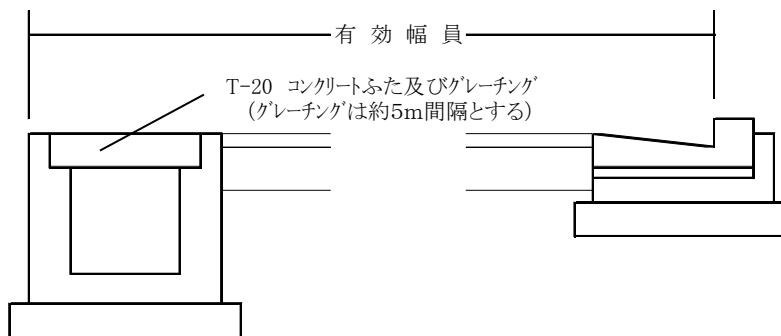
（2）終端の回転広場を曲線等にする場合

すみ切り及び回転広場は規定の大きさ以上のものとする



## 2 道路の幅員構成

（1）道路の幅員とは、有効幅員とし、道路の付属施設である保護路肩や排水施設は含まない。ただし、排水施設にふたを設置する場合にあっては、当該排水施設を有効幅員に含めることができる。



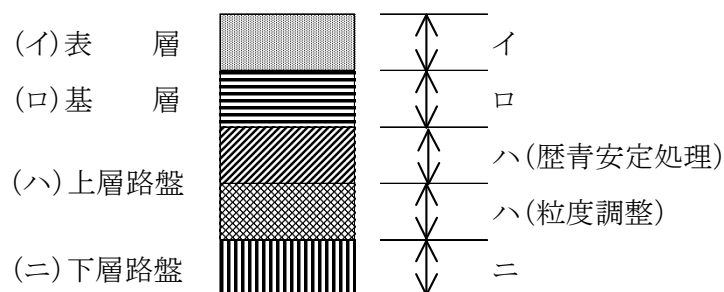
3 路面舗装については、事項に留意すること。

(1) 道路の舗装は原則としてアスファルト舗装とし、舗装の設計等については、日本道路協会発行アスファルト舗装要綱に準拠するものとする。この場合において舗装区分（交通量区分）は、次の表のとおりとする。

開発面積 (ha) 街路名	1未満	1以上 ～ 3未満	3以上 ～ 20未満	20以上 ～ 100未満	100以上
	区画道路 (m) 幅員 6.0 L交通				
幹線補助道路 (m)	6.0 A交通	6.0～9.0 B交通		9.0～12.0 C交通	
幹線道路 (m)	6.0～9.0 B交通	9.0～12.0 B交通		12.0～20.0 C交通	20.0以上 D交通

(2) 舗装は、工事がすべて完了した後、土質調査を行い舗装厚を決定し施工すること。

(アスファルト舗装例)



4 道路勾配については、次の事項に留意すること。

(1) 縦断勾配は、9%以下とすること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められ、かつ、交通の安全上特に支障がないと認められる場合には、小区間に限り次表のとおりとすることができる。

縦断勾配	制限長さ
9～10%	100m
10～12%	50m

(2) 道路の横断勾配は両勾配とし、1.5%とする。ただし片側2車線以上の場合2.0%とする。

5 道路構造物については、国土交通省制定土木構造物標準設計による。

6 交差点（道路のすみ切り）については、次の事項に留意すること。

(1) 道路が同一平面で交差、又は他の道路に接続する場合には、自動車、自転車、歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、快適な道路空間を形成するため次の表の長さで街角が切り取られていること。ただし、地形等やむを得ないと認められる場合には、市長と協議の上決定すること。なお、この区分外の幅員については、直近上位置の長さとする。

街角せん除：L

(単位：m)

道路幅員	4m	6m	9m	12m	16m	20m	備 考
4m	3 4 2	3 4 2	3 4 2				<p>上段 交差角 90° 前後 中段 交差角 60° 以下 下段 交差角 120° 以上</p>
6m	3 4 2	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	
9m	3 4 2	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	5 6 4	
12m		5 6 4	5 6 4	6 8 5	6 8 5	6 8 5	
16m		5 6 4	5 6 4	6 8 5	10 12 8	10 12 8	
20m		5 6 4	5 6 4	6 8 5	10 12 8	10 12 8	

7 電柱は原則として道路外に設けること。

### 第3 公園及び緑地に関する基準 【都市計画課】

(要綱第12条関連)

1 公園の形状については、次の事項に留意すること。

(1) 公園の形状は、防災、避難活動上の見地から原則一ヶ所1000㎡以上の正方形、長方形等整形なものとし、平坦地とすること。

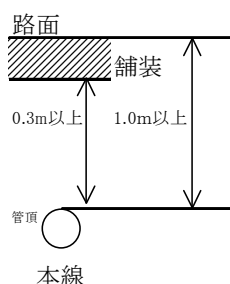
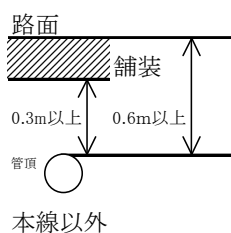
(2) 公園の出入口は、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づいた構造とすること。

- 2 公園の遊戯施設、観賞施設等を設置するときは次の事項に留意すること。
  - (1) 公園規模、立地条件、土地利用を考慮して設置すること。
  - (2) 遊具施設は、利用者に危険のないよう安全性・耐久性を重視し、十分な安全領域を確保すること。
  - (3) 観賞施設は、植栽等とし、周辺の環境及び状況を考慮し樹種選択、配置をすること。
- 3 緑地及び緑道（以下「緑地等」という。）の形状については、次の事項に留意すること。
  - (1) 災害の防止、緊急時における避難又は主として歩行者の快適な通行の用に供することができるよう考慮し設置すること。
  - (2) 周辺の環境及び状況を考慮し、張芝、植栽等により施工すること。
- 4 公園及び緑地等は、周囲を柵、緩衝帯等により区分し境界を明確にすること。ただし、中高層建築物等の利用上設置が不適当な場合は市長と協議の上、決定すること。

#### 第4 下水道施設（雨水及び雑排水施設を含む）に関する事項 【土木管理課、下水道課】

（要綱第13条関係、第14条関連）

- 1 公共の用に供する排水管は、次の事項に留意すること。
  - (1) 排水管の土かぶりは1メートル以下としないこと。なお、次項による管路等の種類（規格）及び管径の措置とする場合は、排水管の本線を、車道の地下に設けるには、その頂部と路面との距離は当該道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値（当該値が1mに満たない場合には、1m）とすることができ、排水管の本線以外の線を、車道の地下に設けるには、その頂部と路面との距離は当該道路の舗装の厚さに0.3mを加えた値（当該値が0.6mに満たない場合には、0.6m）とすることができる。

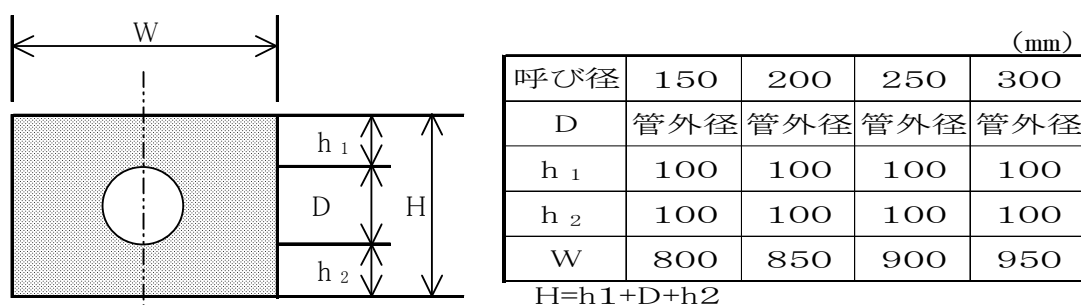


※一般には、呼び径が300mm以下の排水管については、本線以外の線として取り扱うことが可能

- (2) 前項の措置の対象となる管路等の種類（規格）及び管径は、次の表に掲げるものとする。また次の表に掲げる管路等の種類（規格）以外のものであっても、同等以上の強度を有するものについては、次の表に掲げるものの管径を超えない範囲内において、措置の対象とできる。

管路等の種類（日本下水道協会規格）	管径（呼び径）
強化プラスチック複合管（JSWAS K-2）	300mm以下
硬質塩化ビニール管（JSWAS K-1）	300mm以下
リブ付硬質塩化ビニール管（JSWAS K-13）	300mm以下

(3) 強化プラスチック複合管及び硬質塩化ビニール管は砂基礎、リブ付硬質塩化ビニール管は砕石基礎とし、次の構造とする。なお施工方法等については、(社)日本下水道協会発行「下水道施設計画・設計指針と解説」を参考とすること。



(4) マンホールは、維持管理のうえで必要な箇所、管渠の起点及び方向又は勾配が著しく変化する箇所、管渠の径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所、管渠の会合する箇所に必要に応じて設けること。なお、管渠の直線部のマンホール最大間隔は、次の表を標準とする。

管渠径 (mm)	300以下	それ以外
最大間隔 (m)	50	別途市長と協議

(5) 雨水を排除すべき柵にあつては、深さ15cm以上の泥だめ、その他の柵には、インバートが設けられていること。

(6) 街渠ますの間隔は20m程度に一カ所とする。

(7) 取付管径については、汚水管にあつては15cm、その他にあつては10cm以上とすること。

2 流出量の算出については、次の事項を留意すること。

(1) 雨水の算定は、合理式を標準とする。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot C \cdot I \cdot A$$

ただし、Q：計画雨水量 (m<sup>3</sup>/sec)

C：流出係数

I：降雨強度 (mm/hr)

A：集水面積 (ha)

流出係数の算定については、降雨強度 7.5 mm/hr とし、流出係数については、開発区域内は 0.9、区域外は状況に応じ下表に掲げる数値とすること。

土地利用状況	流出係数
密 集 市 街 地	0.9
一 般 市 街 地	0.8
畑 ・ 原 野	0.6
水 田	0.7
山 地	0.7

(2) 計画汚水量の算定は次の算定式に基づくこと。

(イ) 公共下水道へ接続しない場合の計画汚水量

$$Q = \frac{1 \text{ 人 } 1 \text{ 日あたり最大汚水量 } (\ell/\text{人} \cdot \text{日}) \times \text{計画人口 (人)}}{24 \times 60 \times 60 \times 1,000} \quad (\text{m}^3/\text{sec})$$

ただし、Q：計画汚水量 ((m<sup>3</sup>/sec)

1人1日あたり最大汚水量：820 (ℓ/人・日)

計画人口：①戸建て住宅及び長屋建て住宅の場合は、戸当たり5人

②共同住宅の場合は、戸当たり3.5人

③前①②以外の用途の場合は JIS A 3302-2000 で算定された人員

※工場排水量は奈良県基準による。

(ロ) 公共下水道へ接続する場合の計画汚水量

Q=開発区域の面積 (ha) × 処理分区別の時間最大汚水量 (m<sup>3</sup>/sec・ha)

処理分区別の時間最大汚水量は下表に掲げる数値とする。

処理分区名	1 ha 当たりの時間最大汚水量
高田川第7	0.000350
高田川第6	0.000755
高田川第5	0.000515
高田川第4	0.000380
高田川第3	0.000276
高田川第3-1	0.000346
葛城川第5	0.000178
曾我川第7	0.000244

※処理分区界は別紙地図参照

※工場排水量は別途協議すること。

(3) 流下断面係数の算定は、次の算定式に基づくこと。

(イ) 公共下水道へ接続しない場合の流下断面の算定水深は、8割で算定する。

$$Q = A \cdot V$$

ただし、Q：流量 (m<sup>3</sup>/sec)

A：通水断面積 (m<sup>2</sup>)

V：流速 (m/sec)

設計速度は、マンニングの公式で求めるのを標準とし、その値は次の表のとおりとする。また、下流に行くに従い緩勾配となるように設計すること。

$$\text{マンニングの公式 } V = \frac{1}{n} \cdot R^{\frac{2}{3}} \cdot I^{\frac{1}{2}}$$

ただし、n：粗度係数 0.013 (コンクリート系排水構造物)

0.010 (塩化ビニール系 " )

R：径深 (m) = (A/P)

I：勾配

P：流水の潤辺長 (m)

区分	最小流速	最大流速	備 考
汚水管渠	0.6 m/sec	3.0 m/sec	流速は1.0～1.8 m/secが理想であるので、できるだけこの数値を使用すること。
雨水管渠	0.8 m/sec	3.0 m/sec	
合流管渠	0.8 m/sec	3.0 m/sec	

(ロ) 公共下水道へ接続する場合の流下断面の算定

(a) 流速は上記のマンニングの公式による。

(b) 最小管径、標準勾配は、維持管理を考慮して以下のとおりとする。

最小管径：φ200mm、標準勾配：3.5%～5.0%

(満管流速：0.803～0.960m/sec)

(c) 計画流量に対する管渠の余裕率は、以下のとおりとする。

管径φ200～600mm：余裕率100%

管径φ700mm以上：余裕率50%

### 3 排水施設の耐震性能を確保するための技術上の基準

(1) 排水施設の埋戻し方法は、次の事項を遵守すること。



- (a) 良質土で締固め（締固め度90%程度以上）ながら埋戻すこと。
  - (b) 浸透性の高い材料（砕石等）で地下水位より上方まで埋戻すこと。
- (2) マンホールと管渠との接続部は可とう性継手を設置すること。

4 雨水流出抑制施設の設置については、環境建設部土木管理課が別途定める「開発事業に関わる雨水貯留指針」によるものとし、同課と十分に事前協議すること。

## 第5 公益施設 【都市計画課】

(要綱第17条関連)

1 主として住宅の用に供する目的で行う開発行為にあつては、公益的施設の用に供する敷地を、次の事項に留意し適切に配置する事。

(1) 公益的施設の種類および規模は、下記表を標準とし、それぞれの施設管理者と十分協議したうえで、その配置及び規模を決定すること。

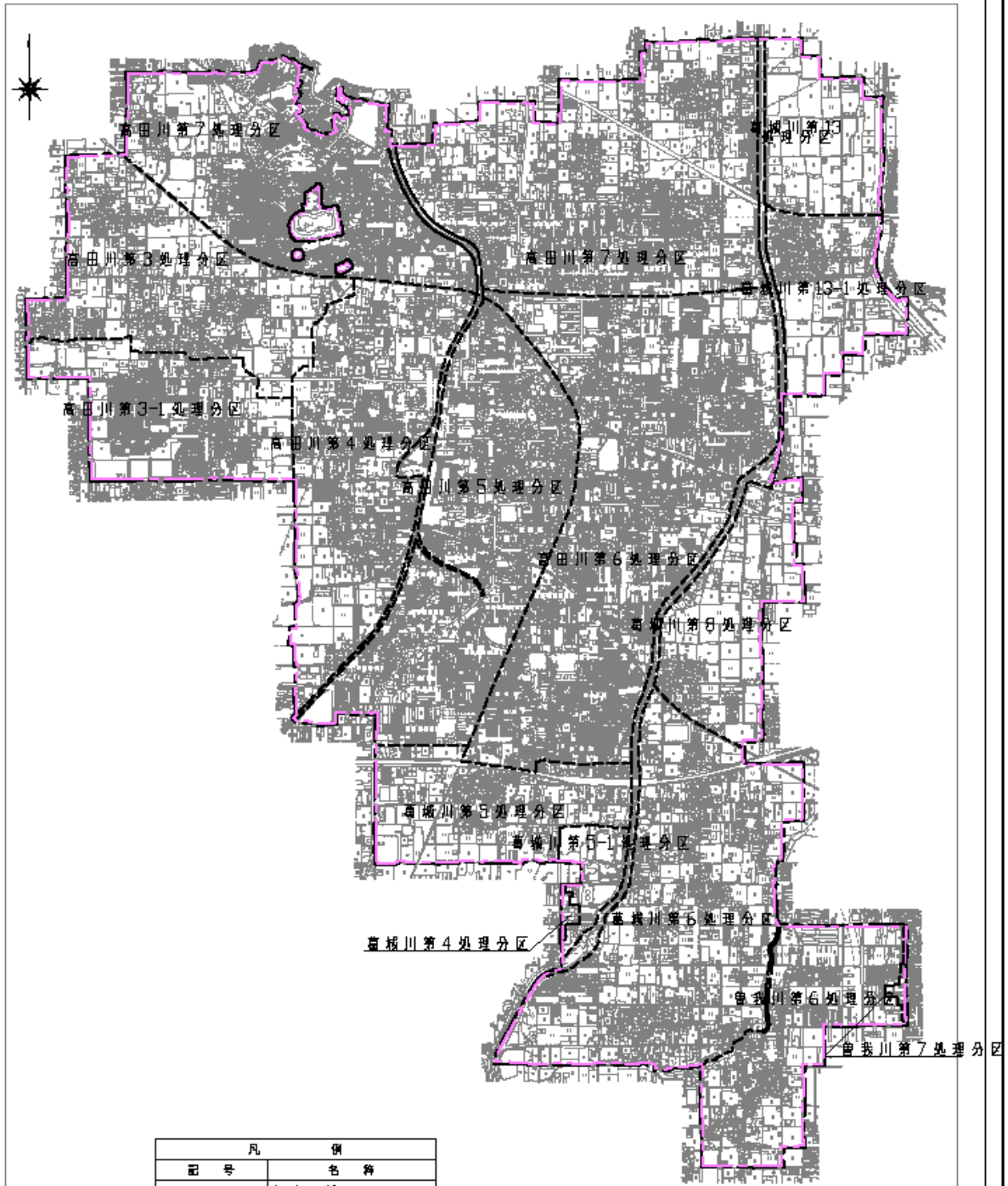
戸数	50～150	500～1,000	2,000～2,500	4,000～5,000	8,000～10,000
人口	200～600	2,000～4,000	7,000～10,000	14,000～20,000	28,000～40,000
教育施設		幼稚園	小学校	中学校	高等学校
福祉施設		こども園、保育所、託児所			
保健					病院 保健所
集会施設		集会場			公民館
商業施設		日用品店舗		専門店、スーパーマーケット	

## 第6 補 則

この技術基準に定めのない事項については、別途市長と協議の上決定すること。

# 処理分区界

1:10,000縮尺



凡 例	
記号	名称
———	行政区域
————	全体計画区域
————	処理分区界

図名	大和高田市分次下水道事業計画図			所	
縮尺	1:10,000	年	平成	年	月
製図		製		製	
大和高田市都市建設部下水道課					

発行 大和高田市都市計画課  
奈良県大和高田市大字大中 100 番地 1  
電話 0745-22-1101 内線 653